

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛媛県の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の 4 編による。

(1) 第 1 編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第 2 編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、県民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第 3 編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第 4 編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、愛媛県地域防災計画は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定める。

また、石油コンビナート災害に対応するため、別に「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を定める。

1-1-4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づく

りを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「愛媛県地域強靱化計画」は、愛媛県地域強靱化計画以外の県計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、県は、愛媛県地域強靱化計画の基本目標である、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-2-1 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-2 市町

- (1) 市町地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市町有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
 - オ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - カ 警報の伝達に関すること
- (2) 四国総合通信局
 - ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること
 - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること
 - エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）

災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること
 - イ 事業場等の被災状況の把握に関すること
- (6) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること
 - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること
 - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること
 - カ 災害時の食料の供給に関すること
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - イ 国有保有林の整備保全
 - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給
 - エ 民有林における災害時の応急対策等
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
 - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること
- (9) 中国経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関すること
- (10) 中国四国産業保安監督部

電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
（但し、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）
- (11) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
 - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること

- ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること
- (12) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所、肱川ダム統合管理事務所、松山港湾・空港整備事務所）
 - 管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (オ) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (13) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
 - イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること
- (14) 大阪航空局（松山空港事務所）
 - ア 空港（航空保安施設等を含む）及び航空機の保安に関すること
 - イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (15) 四国地方測量部
 - ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
 - ウ 地理情報システム活用の支援・協力
 - エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
 - オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
 - カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- (16) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (17) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部）
 - ア 防災訓練に関すること
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること
 - ウ 調査研究に関すること

- エ 警報等の伝達に関する事
- オ 情報の収集に関する事
- カ 海難救助等に関する事
- キ 緊急輸送に関する事
- ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事
- ケ 流出油等の防除に関する事
- コ 海上交通安全の確保に関する事
- サ 警戒区域の設定に関する事
- シ 治安の維持に関する事
- ス 危険物の保安措置に関する事
- セ 広報に関する事
- ソ 海洋環境の汚染防止に関する事
- (18) 中国四国地方環境事務所
 - ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関する事
- (19) 中国四国防衛局
 - 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

2 自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事

3 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵便業務の運営の確保に関する事
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 に関する事
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事
 - オ 各種措置の広報に関する事
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関する事
 - イ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事

- (6) 独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）
機構ダム（新宮ダム、富郷ダム）の保全及び災害復旧に関する事
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事
- (8) 電源開発株式会社（西日本支店）、電源開発送変電ネットワーク株式会社（岡山送変電事業所）
電力施設の保全及び復旧に関する事
- (9) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 鉄道施設等の保全に関する事
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関する事
 - エ 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事
- (10) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事
 - イ 災害時における通信の確保に関する事
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関する事
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事
- (11) 太陽石油株式会社（四国事業所）
災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関する事
- (12) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
- (13) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関する事
 - イ 電力供給の確保に関する事
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (14) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関する事
- (15) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
 - ア 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関する事
 - イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関する事
 - ウ 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事
- (16) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関する事
 - イ 災害対策用物資の供給に関する事

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
 - ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
 - イ 災害時における旅客の安全確保に関する事
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関する事
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関する事

- イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関する事
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティーブィ株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関する事
 - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事
 - ウ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関する事
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア ガス施設等の保全に関する事
 - イ ガス供給の確保に関する事
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関する事
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事

5 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

- (1) 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関する事
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関する事
 - イ 被災組合員の援護に関する事
 - ウ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- (3) 商工会議所、商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関する事
 - イ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関する事
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関する事
- (5) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関する事
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事
- (6) 愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関する事

1-2-4 県民・事業者

1 県民

- (1) 県民
 - ア 自助の実践に関する事
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事

- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事
- エ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関する事

2 事業者

(1) 事業者

- ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事
- イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事
- ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事
- エ 災害応急対策の実施に関する事
- オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関する事

第3章 愛媛県の地形・気象の概要

1-3-1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約 1,700km の海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約 5,676k m²で全都道府県の 26 位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から伊予三島、西条、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。

また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷銓緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

1-3-2 気象

日本付近は、冬は北西季節風、夏は南東季節風が卓越するが、瀬戸内海地域は地理的条件からいずれの季節風に対しても常に山の風下側にあたる。一般に山地の風下側の天気は風上側に較べて降水量は少なく、晴天・乾燥が現れやすい。

このようにして、愛媛県は概して降水量は少なく、晴天・乾燥・穏やかな気候であるが、地域によってかなり異なり、大きくは東予・中予地方（瀬戸内側）と南予地方（宇和海側）に分けられる。

1 気象要素別にみた愛媛県の特徴

(1) 年平均気温は 16℃前後で、内陸に入るに従い気温は下がり山地では 13～15℃である。真夏日（最高気温が 30℃以上）の年間の日数は、海に近い大洲市長浜・伊方町瀬戸で 30 日程度、山地の久万高原町久万で 40 日程度であるが、松山・宇和島では 60 日を越え、盆地にある大洲は 75 日に達する。大洲では、猛暑日（最高気温が 35℃以上）の年間の日数も 15 日に達する。一方、冬日（最低気温が 0℃未満）の年間の日数は沿岸部の松山・松山空港・四国中央・大洲市長浜・伊方町瀬戸・宇和島で 10 日未満と少ないのに対し、南予の西予市宇和・鬼北町近永では 50 日程度と多く、山地の久万高原町久万では 90 日に達する。

(2) 降水量は瀬戸内側で少ないのに対して宇和海側で多く、山地ではさらに多くなる。年間降水量は今治で 1,300mm、松山で 1,400mm、宇和島で 1,700mm、山地の石鎚山成就社で 2,900mm 程度となっている。月別の降水量でみると県内全般に 6 月、7 月及び 9 月に多く、梅雨と台風の影響を大きく受けている。冬期（12 月～2 月）は年間を通じて降水量は最も少ないが、南予及び山地では比較的多く 200～350mm である。これは主に北西の季節風に伴う降雪や降雨によるものである。

また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生する等、気象現象は複雑できわめて変化に富んでいる。

(3) 風は地形の複雑な愛媛県では地域による差異が大きい。冬は季節風が卓越し、主風向はほぼ全域で西～北西である。特に瀬戸内海の島嶼部や沿岸地方では西よりの風が多く、風速は他の地域に較べてかなり強い。夏は沿岸部では海陸風が卓越するため風速は概して弱く、風向は海岸線の走行方向に左右されて地域差が大きい（海陸風は海岸線の走行方向と直角の方向に吹きやすい）。春及び秋は風向、風速ともに変動が大きい。

年間の日最大風速 10m/s 以上の日数は松山で 1.5 日であるが、松山空港で約 72 日、瀬戸で約 84 日、宇和島では約 53 日と多く、瀬戸では夏期に、松山空港や宇和島では冬期に強風発生が多くなる傾向がある。その他、大洲市長浜で約 42 日、今治市大三島で約 16 日等となっている。

宇和島市付近では、春から初夏にかけて低気圧の接近時に局地的に「わたくし風」と呼ばれる東よりの強風が吹き被害が発生することがある。東予（特に宇摩地方）では、台風や低気圧が日本海を通過するときに「やまじ風」と呼ばれる南よりのおろし風が吹くことがあり（春と秋に多い）、時に農作

物等に大きな被害を及ぼす。

晴天時の強風として、秋から初冬にかけて肱川河口付近で吹く「肱川あらし」がある。これは大洲盆地と伊予灘で大きな気温差を生ずることによって吹く風で、地形による収束の効果が加わった南よりの（川筋に沿った）強風である。早朝から昼頃にかけて強く、霧を伴うことが多い。

- (4) 松山における平年の初雪は12月19日、終雪は3月5日である。年間の1cm以上の積雪日数は松山で0.3日である。愛媛県での多雪地は東予・中予の山地及び南予、なかでも中予の山地が積雪日数、積雪量ともに最も多い。

気圧配置別に愛媛県の雪の特徴をみると、冬型の気圧配置による積雪は中予の山地から南予にかけて多いが、2月～3月ころ四国の南岸を低気圧が通るときは、平野部や島嶼部でも積雪となり、山地では大雪となる場合がある。なお、松山での積雪の深さの最大値は、34cm（1907年2月11日）となっている。

- (5) 県内の霧は、春から梅雨期にかけては瀬戸内海沿岸で発生（移流霧）が多く、秋から初冬にかけては内陸や盆地で発生（放射霧）が多い。濃霧が発生すると見通しがきかないため交通機関、なかでも航空機や船舶の運航の障害になる。特に瀬戸内海域での海難事故は霧が原因である場合が多い。

※資料	1	愛媛県の地質概要	(資料編1-5)
	2	愛媛県的主要気象災害	(資料編1-2)